

平成 28 (2016) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：公法（憲法）

問題 いわゆる「外国人の憲法上の権利享有主体性」について、下記の（１）～（３）の問いに答えなさい。

- (1) アメリカ合衆国の国籍を持つ X が日本での在留期間の更新を申請したところ、X が在留期間中に無断で転職し、また外国人ベ平連に所属して、①米国のベトナム戦争介入反対、②日米安保条約反対、③出入国管理法案反対を訴えるデモや集会に参加するなどの政治活動（X が参加した活動は平和的・合法的なものであり、参加態様は指導的または積極的なものではなかった）を行ったことを理由に、法務大臣が更新を許可しなかったので、X はこの処分の取消しを求める訴えを提起した。この事案において、最高裁は、判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁）の中で、「外国人の憲法上の権利享有主体性」につき「権利性質説」の採用を表明した。「権利性質説」について説明しなさい。
- (2) 上記判決で、最高裁は、X の請求を棄却した控訴審判決を維持した。この結論を導いた最高裁の論理を説明した上で、その最高裁の論理について、「権利性質説」の立場から論評しなさい。
- (3) 最高裁は、国会議員の選挙における在外国民による選挙権行使を認めた（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁）が、他方で、定住外国人に「法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」（最判平成 7 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁）としている。これらのことを踏まえて、選挙権の性格付けの観点から、定住外国人の選挙権について論じなさい。